

(法第33条第1項第3号基準関係)

排 水 計 画

排水計画

排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途及び降水量を勘案し、想定される雨水及び汚水を有効に排出できる能力を有する構造とする。また、当該排水施設を開発区域外の排水施設等に接続する場合は、その排水能力、利水の状況等を勘案して、雨水及び汚水を有効に排出できるものであること。

ア 雨水排水計画(令第26条第1号、2号、規則第22条)

雨水排水計画は、開発区域内の雨水及び開発区域外から流入する雨水を考慮したものであること。

- (1) 開発区域面積が1ヘクタール以上の場合は、雨水流出抑制施設の設置に係る計画について、埼玉県河川担当部局及び当市担当課（河川課、下水道整備課）と協議すること。
- (2) 開発区域面積が0.05ヘクタール以上1ヘクタール未満(自己の居住の用に供するものを除く。)の場合は、雨水の流出抑制が図られるよう、その計画について、担当課（河川課、下水道整備課）等と協議すること。なお、当市の雨水流出抑制施設の整備に関する基準に準じた施設を設置するものとする。
- (3) 開発区域面積が0.05ヘクタール未満及び予定建築物が自己の居住の用に供するものは、雨水の流出抑制を図るとともに、雨水流出抑制施設を設置するものとする。
- (4) やむを得ず開発区域内の雨水を区域外に放流する場合において、流末を含め放流先の管理者に許可を得ること。

イ 汚水排水計画(令第26条、規則第22条)

汚水排水計画は、担当課（下水道整備課、下水道維持課、窓口サービス課）等と協議すること。また、接続する既存排水施設が私管理の場合は、その管理者の同意を得ること。

- (1) 汚水量の算定基礎となる原単位は、所沢市の公共下水道計画に定めるところによること。
- (2) 汚水の排除方式は、原則として分流式であること。
- (3) 予定建築物が工場等で多量の排水が予想される場合にあっては、用途、規模等に応じ排水量が適正に算定されていること。
- (4) 排水施設の容量は、時間最大汚水量で算定されるものであること。
- (5) 管渠の流下量は、クッター公式又はマンニング公式のいずれかの算定によること。
- (6) 函渠の流下量は、マンニング公式により算定すること。
- (7) 開発区域内の汚水を公共下水道に放流できない場合において、浄化槽処理水を開発区域外に放流するときは、流末を含め放流先の管理者に許可を得ること。

別 添 2

ウ 排水施設の構造等(令第26条、規則第22条、26条)

排水施設の構造等は、原則以下の基準に適合すること。

- (1) 当市に帰属する場合は、担当課（下水道維持課）の所沢市排水施設寄附受入要綱に準じた施設であること。
- (2) 主要な管渠の最小管径は、汚水管にあつては、200ミリメートル、合流管及び雨水管にあつては、250ミリメートルとすること。
- (3) 管径が変化する場合又は、複数の管渠が接合する場合は、原則として、管頂接合又は水面接合とすること。
- (4) 管渠内の流速は、原則として汚水管にあつては、毎秒0.6メートル～3.0メートル、雨水管にあつては、毎秒0.8メートル～3.0メートルであること。
- (5) 河川、水路等に放流する場合の吐口は、放流先の施設の機能を損なわない構造であること。
- (6) 宅地内の汚水ますは、雨水が流入しないように設置すること。